|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所名称（商号） |  | |
| **設備投資支援事業補助金チェックシート（実績報告用）** | | | ﾁｪｯｸ欄 |
| ■ 設備投資支援事業実績報告書  事業が完了した日から30日以内、または年度の指定期限内に報告されているか。 | | | □ |
| ■ 経費請求書の写し  (1)注文書、契約書でなく業者発行の「請求書」であるか。  (2)請求内容が詳細に記載されているか。※○○工事一式は不可  (3)請求書の発行日が補助金交付決定日以降の日付のものか。  (4)請求代金の振込先（金融機関・支店名・口座番号・口座名義等）が記載されているか。 | | | □ |
| ■ 振込依頼書等支払を証する書類  (1)本件設備投資の総額を振込みしたことが確認できる書類か。※領収書は不可  (2)振込完了日は請求書発行日と同日以降となっているか。  (3)金融機関の窓口で振込の場合、振込票の写しを添付しているか。  インターネットバンキング利用の場合は振込完了済の画面を印刷したものか。  (4)請求金額と振込金額は一致しているか。  ※振込手数料が相手負担の場合、振込手数料を控除した額が補助対象経費となる。  (5)補助対象経費支払いと他の支払いが混在している場合、補助対象経費分の支払額が明確に分かる資料また支払総額がわかる請求書が添付されているか。 | | | □ |
| ■ 事業実績の確認できる写真  □ 補助対象が工事の場合  ・工事完了後の写真 可能な限り工事経過中の写真を提出（特に新築建物・改修工事の場合）  ※補助対象となる建築物・電気・空調・衛生設備等の現物写真及び品番写真は全て提出のこと  □ 補助対象が機械・設備等（車両以外）の場合  対象設備が市内の事業所内に設置されている現物写真・品番のわかる写真  ソフトウエア導入・機能拡張後の事業所内におけるPC画面写真等が添付されているか。  □ 補助対象が車両又は自動車税の対象ではない特殊車両（重機等）の場合  ・前後左右の４方向から撮影された写真（鮮明に車両番号、事業所名がわかるもの）  ・車体の外側ボディに2面以上の社名名入れがされていること ※窓ガラス面は不可 | | | □ |
| ■ 車両導入の場合、車検証（電子車検証及び自動車検査証記録事項）の写し  (1)車両登録日が補助金交付決定日以降の日付になっているか。  (2)車両の「使用の本拠の位置」が、丹波市内であるか。※市外登録は補助対象外  (3)所有者・使用者とも申請者と一致するか。 | | | □ |
| ■ 許可証等の写し 許可を必要とする補助事業の場合。例；建築確認、屋外広告物、飲食許可等  補助条件として指示のあった許可手続きが完了し、写しを添付しているか。 | | | □ |
| ■ 経営革新計画または経営力向上計画（写）※計画承認または認定を受けた事業所のみ添付  (1)導入した設備が承認・認定（変更認定含む）を得た計画書であり、期間内のものか。  (2)計画書の全ページ（写し）が添付されているか。（認定書の表紙のみの写しは不可） | | | □ |
| * 事業承継型 【対象事業所のみ】   補助金申請後、第2親等内の親族関係者が経営する事業所に新たに経営者又は従業員として事業従事していることがわかる資料（写しで可）を添付しているか。  ・法人役員の場合：履歴事項全部証明書　　・法人従業員の場合：雇用保険被保険者証等  ・個人事業主に事業承継：開業届（先代の廃業届）、確定申告書等  ・個人事業主の専従者または従業員：青色事業専従者給与届出書、源泉徴収票等 | | | □ |